

組合員の皆様の健康意識の向上と取り組みのおかげをもちまして、

# 2020年度(令和2年度)、保険料率を 10% から 9.8% に引き下げます

## ◆保険料率の引き下げについて

組合員の皆様の健康意識の向上と取り組みのおかげをもちまして、  
2020年度(令和2年度)、保険料率を10%から9.8%に引き下げます。

### ● 被保険者数

短時間労働者の適用拡大にともない、2016年度(平成28年度)から増加。2020年度(令和2年度)は6,400人の見込み。

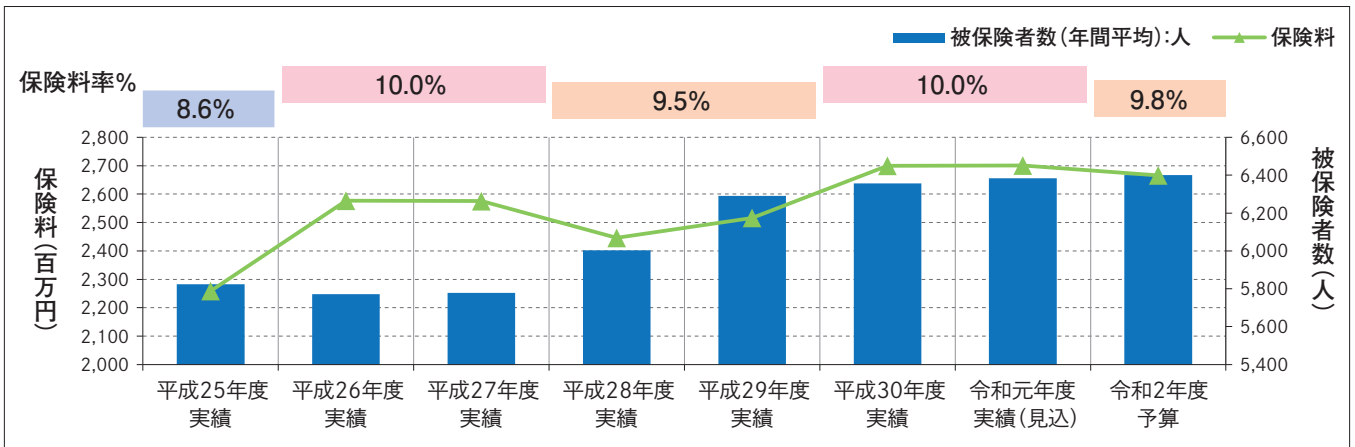
### ● 保険給付費

健康意識の向上により、2017年度(平成29年度)から下がる傾向に(1人当りの医療費の減少)。

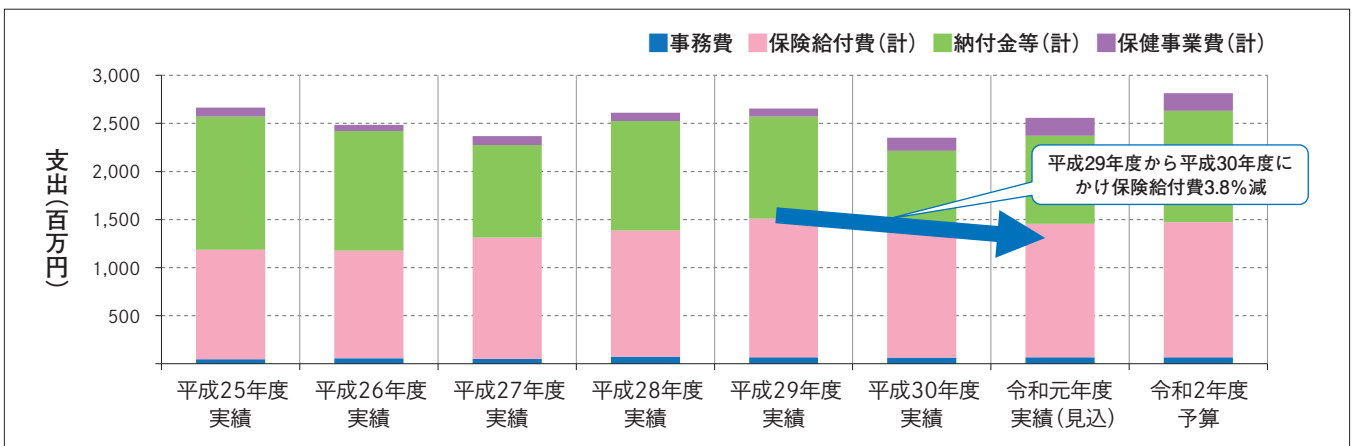
### ● 前期高齢者納付金

保険給付費に連動し、減少。2020年度(令和2年度)は、2018年度(平成30年度)調整分加算により増加。

## ● 被保険者数と保険料の推移



## ● 支出の推移



## ◆ 経常収支から見た実質保険料率について

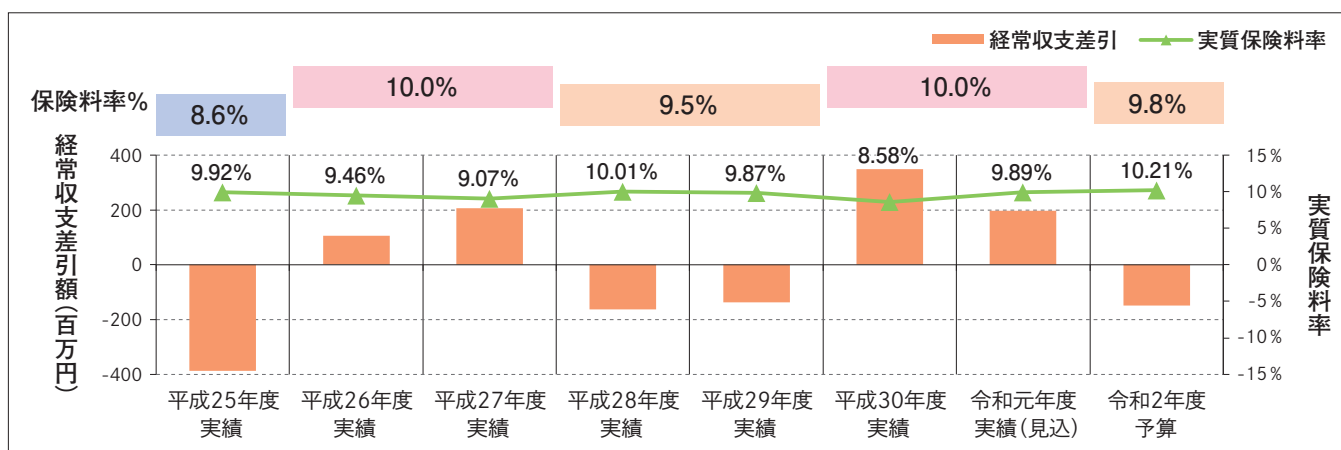
ここ2年では経常収支はプラスで推移していますが、来年度は経常収支マイナス実質保険料率10.21%と、別途積立金で補填を予定しているのが現状です。

今後、2022年10月からの短時間労働者のさらなる適用拡大（従業員101人以上の事業所）や、政府が掲げる70歳までの就業機会の確保（努力義務）等により、1人当たり保険料収入の減少と保険給付費の増加が予想されます。さらに、団塊の世代が75歳を迎える2022年度（令和4年度）から、後期高齢者支援金の大幅な負担増加が見込まれます。

そこで、健康保険組合としては、引き続き、生活習慣病およびがんを中心に早期発見・早期治療のための保健事業を企画し、お声がけしてまいりますので、積極的なご参加をお願いいたします。

組合員の皆様お一人おひとりが、重症化を回避・予防する「早期発見・早期治療」と健康リスクを回避・予防する「健康生活の見直し」に取り組み、ダスキン創業者 鈴木清一が、健康保険組合設立にかけた「家族ぐるみでの働きさんの健康と管理」という想いに応えることのできる1年をめざしてまいります。

### ● 経常収支・実質保険料率



## INFORMATIONのダイジェスト

### ● 2020年4月から、原則屋内禁煙に

2020年4月からは飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙になりました

### ● 2020年4月から、被扶養者の認定要件に「国内居住」が加わりました

2020年4月以降、国内に住所（住民票）がない被扶養者については、「日本国内に生活の基礎があると認められる場合」を除き、被扶養者資格を失います

### ● 診療報酬の改定

2020年4月から、診療報酬（医療費サービスの公定価格）の改定により全体で0.46%のマイナスとなりました

### ● 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※詳しくはINFORMATIONページ（20・21ページ）をご覧ください。